

諮問庁：財務大臣

諮問日：平成27年9月16日（平成27年（行情）諮問第558号及び同第559号）

答申日：平成28年4月18日（平成28年度（行情）答申第6号及び同第7号）

事件名：特定会社の設立及び当該特定会社への事業の譲渡に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件
特定財団法人の設立・運営に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月28日付け財信第60号及び第59号により財務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書1（平成27年（行情）諮問第558号）

ア 異議申立人は、平成27年8月14日、行政文書開示請求書を処分庁に提出した。この行政文書開示請求書における「請求する行政文書の名称等」には、「特定年a1月に特定法人Aが設立され、同年6月に特定財団から特定事業の全部譲渡を受けているが、この特定法人A設立及び特定財団から特定法人Aへの特定事業の全部譲渡に関する文書（例えば、審議会・研究会の議事録・提出書類・答申書・報告書等）。」旨記載している。

イ この行政文書開示請求に対し、平成27年8月28日、行政文書不開示決定通知書が決定通知されている。行政文書不開示決定通知書における不開示理由として「開示請求のあった上記行政文書について、財務省において文書の保有が確認できなかったため。」旨記載されている。

ウ しかし、上記不開示とした理由は違法である（異議申立人が特定財団に

関する経緯について引用したウェブサイト及びその内容の記載は省略する。)

特定財団に関する経緯の中で、例えば、特定年月日 b, 特定法人 A が設立されているがこの設立経緯に関する文書や特定年月日 c, 財団から特定事業の全部譲受(財団は解散)がされているがこの譲受経緯に関する文書や特定年月日 d, 特定法人 B 設立の経緯に関する文書等が該当文書であり、これらの文書を保有しているはずである。

エ よって、原処分 1 を取り消し開示すべきである旨の決定を求める。

(2) 異議申立書 2 (平成 27 年(行情)諮問第 559 号)

ア 異議申立人は、平成 27 年 8 月 14 日、行政文書開示請求書を処分庁に提出した。この行政文書開示請求書における「請求する行政文書の名称等」には、「特定年 e, 特定財団が発足しているが、この財団設立・運営に関する文書(例えば、審議会・研究会の議事録・提出書類・答申書・報告書等)。」旨記載している。

イ この行政文書開示請求に対し、平成 27 年 8 月 28 日、行政文書不開示決定通知書が決定通知されている。行政文書不開示決定通知書における不開示理由として「開示請求のあった上記行政文書について、財務省において文書の保有が確認できなかったため。」旨記載されている。

ウ しかし、上記不開示とした理由は違法である(異議申立人が特定財団に関する経緯について引用したウェブサイト及びその内容の記載は省略する。)

特定財団に関する経緯の中で、例えば、特定法律制定に関する審議会・研究会の議事録・提出書類・報告書や法務大臣、大蔵大臣からの設立許可により、特定財団が発足しているが、この設立認可に関する書類等が該当文書であり、これらの文書を保有しているはずである。

エ よって、原処分 2 を取り消し開示すべきである旨の決定を求める。

(3) 意見書 1 (平成 27 年(行情)諮問第 558 号)

ア 行政文書開示請求の内容

上記(1)アと同旨

イ 行政文書不開示決定通知書の内容

上記(1)イと同旨

ウ 行政文書不開示決定通知書及び理由説明書に対する検討

上記(1)ウ及びエと同旨

なお、理由説明書において諮問庁は「特定年 a の特定法人 A が設立された当時は、特定事務は財務省の所掌事務ではないため、処分庁においては、文書 1 は保有していない。」旨記載されている。

しかし、上記記載は不当である。すなわち、特定年 e の特定財団設立時

は、財務省の前身である大蔵省の所管であるのであるから何らかの文書を保有しているはずである。さらに、もし所掌事務が金融庁に引き継がれたのであれば、金融庁に移送するか又は本件情報公開請求書を受理した時点でその旨異議申立人に伝え開示請求書を返戻すべきであり、開示請求書を受理して不開示決定しその不服申立てが情報公開・個人情報保護審査会に係属してからその旨を主張することは信義則に反し不当である。

(4) 意見書2（平成27年（行情）諮問第559号）

ア 行政文書開示請求の内容

上記（2）アと同旨

イ 行政文書不開示決定通知書の内容

上記（2）イと同旨

ウ 行政文書不開示決定通知書及び理由説明書に対する検討

上記（2）ウ及びエと同旨

なお、理由説明書において諮問庁は「特定年eの特定財団が発足した当時は、特定事務は大蔵省特定局特定課の所掌事務（大蔵省組織令（昭和27年8月30日政令第386号））であったが、平成12年の金融庁発足に伴って、同庁に所掌事務が引き継がれたため、処分庁においては、文書2は保有していない。」旨記載されている。

しかし、上記のとおり、所掌事務が金融庁に引き継がれたのであれば、金融庁に移送するか又は本件情報公開請求書を受理した時点でその旨異議申立人に伝え開示請求書を返戻すべきであり、開示請求書を受理して不開示決定しその不服申立てが情報公開・個人情報保護審査会に係属してからその旨を主張することは信義則に反し不当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書1（平成27年（行情）諮問第558号）

(1) 経緯

平成27年8月14日に法3条に基づき、異議申立人から、「特定年a1月に特定法人Aが設立され、同年6月に特定財団から特定事業の全部譲渡を受けているが、この特定法人A設立及び特定財団から特定法人Aへの特定事業の全部譲渡に関する文書（例えば、審議会・研究会の議事録・提出書類・答申書・報告書等）。」（文書1）について開示請求が行われた。

これに対して、処分庁は、平成27年8月28日付け財信第60号により、法9条2項の規定に基づき、行政文書不存在を理由として不開示決定（原処分1）を行った。

この原処分1に対し、平成27年9月1日に行政不服審査法6条に基づき、異議申立人から、原処分1を取り消し、開示を求める旨の異議申立てがあったものである。

(2) 異議申立人の主張

上記第2の2(1)ウ及びエと同旨

(3) 諮問庁としての考え方

ア 文書1について

文書1は、「特定年a1月に特定法人Aが設立され、同年6月に特定財団から特定事業の全部譲渡を受けているが、この特定法人A設立及び特定財団から特定法人Aへの特定事業の全部譲渡に関する文書（例えば、審議会・研究会の議事録・提出書類・答申書・報告書等）。」である。

イ 文書の存否について

特定年aの特定法人Aが設立された当時は、特定事務は財務省の所掌事務ではないため、処分庁においては、文書1は保有していない。

(4) その他

異議申立人は、その他種々主張するが、諮問庁の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、処分庁において文書1を保有していないことから、原処分1は妥当であり、本件異議申立ては棄却されるべきものとする。

2 理由説明書2（平成27年（行情）諮問第559号）

(1) 経緯

平成27年8月14日に法3条に基づき、異議申立人から、「特定年e、特定財団が発足しているが、この財団設立・運営に関する文書（例えば、審議会・研究会の議事録・提出書類・答申書・報告書等）。」（文書2）について開示請求が行われた。

これに対して、処分庁は、平成27年8月28日付け財信第59号により、法9条2項の規定に基づき、行政文書不存在を理由として不開示決定（原処分2）を行った。

この原処分2に対し、平成27年9月1日に行政不服審査法6条に基づき、異議申立人から、原処分2を取り消し、開示を求める旨の異議申立てがあったものである。

(2) 異議申立人の主張

上記第2の2(2)ウ及びエと同旨

(3) 諮問庁としての考え方

ア 文書2について

文書2は、「特定年e、特定財団が発足しているが、この財団設立・運営に関する文書（例えば、審議会・研究会の議事録・提出書類・答申書・報告書等）。」である。

イ 文書の存否について

特定年 e の特定財団が発足した当時は、特定事務は大蔵省特定局特定課の所掌事務（大蔵省組織令（昭和 27 年 8 月 30 日政令第 386 号））であったが、平成 12 年の金融庁発足に伴って、同庁に所掌事務が引き継がれたため、処分庁においては、文書 2 は保有していない。

（4）結論

以上のことから、処分庁において文書 2 を保有していないことから、原処分 2 は妥当であり、本件異議申立ては棄却されるべきものとする。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成 27 年（行情）諮問第 558 号及び同第 559 号を併合の上、調査審議を行った。

- ① 平成 27 年 9 月 16 日 諮問の受理（諮問第 558 号及び同第 559 号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年 11 月 11 日 異議申立人から意見書を收受（同上）
- ④ 平成 28 年 3 月 25 日 審議（同上）
- ⑤ 同年 4 月 14 日 諮問第 558 号及び同第 559 号の併合並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書 1 及び文書 2（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は不存在であるため不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

（1）文書 1 について

ア 異議申立人は、文書 1 について、特定法人 A の設立経緯に関する文書、特定財団から特定事業の譲受経緯に関する文書、特定法人 B 設立の経緯に関する文書等を財務省において保有しているはずである旨を主張する。

これに対し、諮問庁は、特定年 a の特定法人 A が設立された当時、特定事務は財務省の所掌事務ではなく、財務省において文書 1 は保有していない旨を説明する。

イ そこで、当審査会において、金融庁及び特定法人 A のウェブサイトや国会会議録、法令等を確認したところ、次の事実が認められる。

（ア）平成 12 年 7 月 1 日の金融庁の発足に伴い、特定法律は、金融庁及び法務省の共管となり、特定法律に関する特定事務は金融庁特定局の所掌事務とされた。

- (イ) 特定事務の所掌が金融庁になったことにより、特定財団の監督は、金融庁(内閣総理大臣から委任を受けた金融庁長官)が行うこととされた。
- (ウ) 特定年月日 f に施行された特定法律の一部を改正する法律により、特定機関の組織形態を株式会社に変更する改正が行われ、また、当該株式会社の指定及び監督を金融庁(内閣総理大臣から委任を受けた金融庁長官)が行うこととされた。
- (エ) 特定法人 A が特定年 a 1 月に設立され、同年 6 月に特定財団から特定事業の全部を譲り受けた。

ウ 以上のとおり、特定法人 A が設立された特定年 a 当時の特定法律の所管、特定財団及び特定法人 A の監督官庁並びに特定事務の所掌は金融庁であり、財務省ではなかったと認められるから、開示請求書が財務省で收受された平成 27 年 8 月 19 日において、文書 1 を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、また、文書 1 を財務省において保有していることをうかがわせる事情も何ら認められない。

したがって、財務省において文書 1 を保有しているとは認められない。

エ なお、異議申立人は、意見書において、「特定法人 B 設立の経緯に関する文書」を保有しているはずである旨を主張するが、本件開示請求の文言から離れ、不服申立手続において開示請求の範囲を拡大しようとするものであり、これを認めることはできない。

(2) 文書 2 について

ア 異議申立人は、文書 2 について、特定法律の制定に関する審議会・研究会の議事録・提出書類・報告書や特定財団の設立認可に関する書類等を財務省において保有しているはずである旨を主張する。

これに対し、諮問庁は、特定事務は、平成 12 年の金融庁の発足により、同庁に引き継がれているため、財務省において、文書 2 は保有していない旨を説明する。

イ そこで、当審査会において、国会会議録や法令等を確認したところ、次の事実が認められる。

(ア) 特定年月日 g に施行された特定法律は、その施行当時、大蔵省及び財務省の共管とされ、特定事務の所掌は、大蔵省特定局特定課であった。

(イ) 特定年月日 h の衆議院大蔵委員会における特定法律の法案の質疑において、大蔵省特定局長が、特定法律が成立後、直ちに準備委員会のようなものを設けて特定財団の設立の準備に入る旨の発言をしている。

(ウ) 特定法律では、特定財団は、平成 18 年改正前の民法 34 条の規定により設立された法人であることが要件とされており、特定財団の設立許可に当たっての主務大臣は、大蔵大臣及び法務大臣である。

ウ そうすると、少なくとも特定年 e 当時、異議申立人が開示を求める、特

定法律の制定に関する行政文書や特定財団の設立認可に関する行政文書を大蔵省において保有していたと考えるのが自然である。

しかし、上記（１）イ及びウのとおり、平成１２年７月１日の金融庁の発足に伴い、特定法律は金融庁及び法務省の共管となり、特定法律に関する特定事務が金融庁の所掌事務とされ、特定財団の監督も金融庁（内閣総理大臣から委任を受けた金融庁長官）が行うこととされたことが認められる。

エ 以上のとおり、特定法律の所管や特定事務の所掌、特定財団の監督は、大蔵省から金融庁に移管されているのであるから、開示請求書が財務省で收受された平成２７年８月１９日において、文書２を保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、また、文書２を財務省において保有していることをうかがわせる事情も何ら認められない。

したがって、財務省において文書２を保有しているとは認められない。

3 文書の移送等について

（１）異議申立人は、所掌事務が金融庁に引き継がれたのであれば、開示請求を金融庁に移送するか、その旨を異議申立人（開示請求者）に伝え開示請求書を返戻すべきであり、異議申立てが当審査会に係属してから、その旨を主張するのは信義則に反し不当である旨を主張する。

（２）上記（１）の所掌事務等に関する異議申立人に対する教示の有無等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁は、異議申立人に対し、本件対象文書は財務省において保有していないことを教示するとともに、開示請求書を返送するので特定事務を所掌する金融庁に確認されたい旨を教示したところ、異議申立人から金融庁に開示請求書を回送してほしい旨の申出がされたため、金融庁における本件対象文書の保有の有無が不明であり回送できない旨を伝えた旨説明する。

（３）異議申立人の上記（２）の申出は、法の定めに照らすと、法１２条１項に基づく事案の移送を求めるものと解するほかないところ、当該移送は、開示請求を受けた行政機関が請求に係る行政文書を保有している場合に行われるものであるから、財務省が請求に係る行政文書を保有していない本件開示請求においては、移送を行うことはできず、この点について異議申立人の主張に理由はない。

また、処分庁は、特定事務が金融庁に引き継がれたことを教示し、開示請求書を返送する旨を提示しているのであるから、処分庁の情報提供が不十分ともいえず、この点についても異議申立人の主張に理由はない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、財務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙

文書1 特定年 a 1 月に特定法人 A が設立され，同年 6 月に特定財団から特定事業の全部譲渡を受けているが，この特定法人 A 設立及び特定財団から特定法人 A への特定事業の全部譲渡に関する文書（例えば，審議会・研究会の議事録・提出書類・答申書・報告書等）

文書2 特定年 e，特定財団が発足しているが，この財団設立・運営に関する文書（例えば，審議会・研究会の議事録・提出書類・答申書・報告書等）